

震災後復旧マニュアル（生活編）について

1 策定の目的

大規模地震の発災直後は、被害の拡大を防ぐための応急対策が急務となるが、この応急対策に続く復旧期は、住宅や今後の生活の不安といった生活再建に向けた諸課題が噴出する時期である。

本県では、震災後、早期に県民生活の安定と生活再建を図るため、復旧期に行うべき対策のうち、過去の災害で問題視された、住宅対策、雇用・就業対策、がれき・震災廃棄物処理対策、健康支援・心のケア、災害時要援護者対策、学業支援について、対策の手順と役割分担を定め、復旧を迅速かつ円滑に進められるようマニュアルを作成することとした。

2 対象とする地震災害の想定

本マニュアルで想定する地震災害は、県全体としての被害が最大となる東海・東南海地震の連動の場合とする。

3 基本方針

- 1) 「愛知県地震防災推進条例」の理念の反映
- 2) 震災復旧事務遂行の手引き
- 3) 応急対策後から本格的な復興実施までに行政のなすべき実施内容の具体化
- 4) 過去の地震及び想定東海・東南海地震等における課題の整理

4 震災後復旧マニュアルの構成

基本の方針を示した「総論」と、復旧対策の手順と役割分担を具体的に示した「各論」、及び、今後検討すべき課題をまとめた「今後の課題」の全3章から構成される。

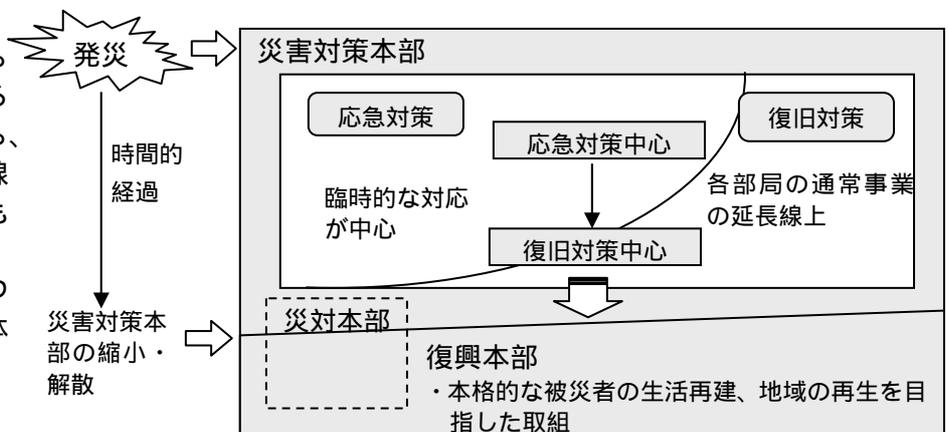
章	内容
第1章 総論	復旧対策の基本的な考え方、復旧体制の構築、復興基金、相談体制や広域応援体制の整備、対策の基本となる災害関連法規についてのまとめ。
第2章 各論	住宅対策、雇用・就業対策、がれき・震災廃棄物対策、健康支援・心のケア、災害時要援護者対策、学業支援の6分野について掲載。 特徴として、各分野の担当者が業務の進捗に応じて必要とする部分を参照できるように項目ごとに手順と、それを担当する機関（県・市町村・国・その他）の役割分担を表形式で明記。
第3章 今後の課題	今後、本マニュアルを更新するにあたり、内容をより充実し実効性を高めるため、さらに具体的な検討や改善を要する事項についてのまとめ。

5 総論・各論

復旧体制の構築

災害対応は、初動期から復旧・復興対策に移行するにつれ、臨時的な対応から、各部局の通常事業の延長線上のものへと、その性格も変更していく。

災害対応を担う組織についても、それに合わせた体制変更が必要となるため、検討を行っている。



相談体制の整備

被災者の生活再建に関する様々な相談に対し、たらい回しにせず対応するため、県・市町村の相談窓口はできる限りワンストップ型とし、各部署の専門担当者を1ヶ所に集めた対応が望ましい。

県災害対策本部においては、県民相談センターを設置し、住民からの一般相談と市町村からの専門相談に総合的、一元的に対応する。

各論の概要

課題テーマ	検討の目的	主な検討項目
1 住宅対策	<p>応急的な住宅供給量の算定方法を定めるとともに、応急仮設住宅や公営・民間住宅の一時的な住宅の提供、応急修理や持家・マンション再建等被災者が自ら行う自力再建への支援等について、手順や役割分担を定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的な住宅供給量の算定 ・応急仮設住宅の建設 ・公営、民間住宅等への一時入居 ・住宅の応急修理 ・持ち家の再建・修理・購入支援 ・マンションの建替・補修支援 ・災害復興公営住宅等の整備
2 雇用・就業対策	<p>関係行政機関等との連携協力体制の検討や相談窓口・雇用動向等調査等の体制整備を図っている。</p> <p>また、被災離職者等の生活再建に関して行政が行う支援策を取りまとめている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業雇用災害対策連絡会議（仮称）の設置 ・被災状況把握、相談窓口の設置 ・雇用維持、雇用創出の支援・要請 ・再就職までの生活支援
3 がれき・震災廃棄物対策	<p>倒壊家屋や道路啓開によるがれきや各家庭・事業所で地震によって発生する、いわゆる震災廃棄物の大量発生に対し、処分方針や広域支援も含めた役割分担、処分手順等を定めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理計画の策定 ・がれきの撤去、分別 ・アスベスト等有害物質対策 ・一般廃棄物、し尿処理 ・仮置場の確保 ・処理・処分施設の確保
4 健康支援・心のケア	<p>初動期の医療・救護活動の後にくる保健ニーズに対応するよう、保健師や専門ボランティア等支援従事者を確保するとともに、地域も含めた保健活動について取りまとめている。</p> <p>また、過去の震災で注目された心のケアや関連疾患死等についても対策を検討している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンパワー（保健師、専門ボランティア等）の確保 ・避難所、仮設住宅、地域での健康支援活動の実施 ・関連疾患死対策 ・心のケアの実施 ・学校等での子どもへの健康支援 ・職員等支援活動従事者の健康管理
5 災害時要援護者対策	<p>災害時要援護者に対して、福祉サービス等の提供と支援活動従事者の確保を中心に検討を行っている。</p> <p>また、外国人登録数が約18万人（H16現在）いる環境において、情報提供等生活支援についても検討している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンパワー（専門ボランティア等）の確保 ・高齢者等への福祉サービス提供 ・障害者等への福祉サービスの提供 ・社会福祉施設への緊急保護 ・社会福祉施設の再建等支援 ・外国人への生活支援
6 学業支援	<p>授業の早期再開を第一の目標とし、転入手続事務等必要な施策を取りまとめている。</p> <p>また、学用品供与等の被災児童・生徒への支援策についても取りまとめている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の早期再開 ・被災児童・生徒への支援 ・避難所となる学校での教職員の活動 ・校舎の再建・修理支援